

市第 143 号議案

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する
条例の一部改正

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 13 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する
条例の一部を改正する条例

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「代替保育の提供」を「前項第 2 号」に改め、「要件」の次に「の全て」を加え、「前項第 2 号」を「同号」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、同号の規定を適用しないことができる。

5 前項の規定により第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととされた家庭的保育事業者等は、法第59条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを、同号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者が設置する施設（法第 6

条の 3 第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

- (2) 法第 6 条の 3 第12項又は第39条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第38条第 2 号中「(平成24年法律第65号)」を削る。

第46条に次の 1 項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第 6 条の 3 第12項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(以下「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第 6 条第 1 項(ただし書、第 1 号及び第 2 号を除く。)の規定にかかわらず、同項第 3 号に係る連携施設を確保しないことができる。

附則第 5 項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改め、「連携協力を行う」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する
条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（保育所等との連携）

第 6 条 （第 1 項省略）

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による前項第 2 号
代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、同号
前項第 2 号の規定を適用しないことができる。

（第 1 号、第 2 号及び第 3 項省略）

- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、同号の規定を適用しないことができる。
- 5 前項の規定により第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととされた家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを、同号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。
- (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者が設置する施設（法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 法第 6 条の 3 第 12 項又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているも

の

(居宅訪問型保育事業)

第 38 条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(第 1 号省略)

(2) 子ども・子育て支援法~~（平成 24 年法律第 65 号）~~第 34 条第 5 項又は第 46 条第 5 項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(第 3 号から第 5 号まで省略)

(連携施設に関する特例)

第 46 条 (第 1 項省略)

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（以下「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 6 条第 1 項（ただし書、第 1 号及び第 2 号を除く。）の規定にかかわらず、同項第 3 号に係る連携施設を確保しないことができる。

附 則

(第 1 項から第 4 項まで省略)

5 家庭的保育事業者等~~（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）~~は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第 6 条第 1 項（ただし書、第 1 号及び第 2 号を除く。）の規定にかかわらず、施行日から起算して $\frac{10}{5}$ 年を経過する日までの間、同項第 3 号

に係る~~連携協力を行う~~連携施設を確保しないことができる。

(第 6 項から第 8 項まで省略)

